静岡県告示第666号

介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱(平成18年静岡県告示第829号)の一部を次のように改正する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木康友

第3 補助の対象及び補助率(額) 別表3に掲げるとおりとする。

改正前

改正後 第3 補助の対象及び補助率(額)

(1) 補助の対象及び補助率(額)

別表3に掲げるとおりとする。

(2) 補助の対象の特例

介護保険関連施設等施設整備事業であっ て、交付の決定の前に着手し、又は完了し たものについては、補助の対象とすべき特 別な理由があると知事が認めた場合に限 り、補助の対象とするものとする。この場 合において、交付の決定の前に完了したも のを補助の対象とするときは、第4(1)ウか らサまで、第5(1)及び(2)、第6、第7並び に第9の規定は適用せず、第4(1)イ中「交 付申請一覧表(様式第2号)」とあるのは 「第7(1)イからスまでに掲げる書類」と、 第82中「補助金交付確定通知書」とある のは「補助金交付決定兼確定通知書」と、 別表3中「要する」とあるのは「要した」 と、様式第1号中「実施したい」とあるの <u>は「実施した」とする。</u>

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の 条件となるものとする。

(1)~(7) (略)

(8) 市町以外の補助対象者は、補助事業を行 うために締結する契約の相手方及びその関 係者から、<u>当該補助事業が完了するまでの</u> <u>間は</u>寄附金等の資金(共同募金会に対して なされた指定寄附金を除く。)の提供を受け てはならないこと。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の 条件となるものとする。

(1)~(7) (略)

(8) 市町以外の補助対象者は、補助事業を行 うために締結する契約の相手方及びその関 係者から、寄附金等の資金(共同募金会に 対してなされた指定寄附金を除く。)の提供 を受けてはならないこと。

(9)~(11) (略)	(9)~(11) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表4中

老人ショートステイ用居室	\$150. 134 feets 71 feets	都市部	2, 760, 615
整備加算	創設、増築、改築	標準	2, 509, 650

を

Γ

老人ショートステイ用居室 整備加算	創設、増築、改築	都市部	2, 760, 615
		標準	2, 509, 650
	大規模修繕		1, 230, 000

に、 「

老人ショートステイ用居室	Auton take before to the first	都市部	2, 509, 650
整備加算	創設、増築、改築	標準	2, 281, 500

を

老人ショートステイ用居室 整備加算	創設、増築、改築	都市部	2, 509, 650
		標準	2, 281, 500
	大規模修繕		1, 230, 000

に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。